令和 7 年度 各水源地系末端給水栓水質検査結果【9月度】

	観音寺水源地 末端給水栓	第1高区(県用水) 末端給水栓	金勝水源地末端給水栓	十里水源地末端給水栓	出庭水源地 末端給水栓	検 査 地 点			
			ている項目です。	行うことが義務付けられて	・・・1日1回以上検査を	毎日検査項目			
備考			検 査 結 果	評 価	項目	項目			
	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	色	1	
水道法施行規則第15 条第1項第1号による	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	濁り	2	
		0.38	0.41	0.51	0.38	0. 1mg/L以上	消毒の残留効果(残留塩素)平均値	3	
場合は、飲料水と	項目で、基準値を上回る	をが義務付けられているエ	・・・水道水が備えるべき て給水することができま		水質基準項目				
		<u> </u>		C#H/)(/ O = C 0	基準値	-TE -D	-E C		
区 分	9月8日	9月8日	9月8日	9月8日	9月8日	(mg/L)	項 目	項目	
病原生物による		0	0		0	100集落/mL以下	一般細菌	1	
染の指標	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	大腸菌		
	_	_	_	-	-	0.003以下	カドミウム及びその化合物		
	_	_	_	-	-	0.0005以下	水銀及びその化合物		
	_	-	-	_	-	0.01以下	セレン及びその化合物		
	_	_	_	-	_	0.01以下	鉛及びその化合物		
無機物	_	_	_	_	_	0.01以下	ヒ素及びその化合物		
/重金属	_	-	_	_	_	0.02以下	六価クロム化合物		
_						0.04以下	亜硝酸態窒素 		
_	_	_	_	_	_	0.01以下	シアン化物イオン及び塩化シアン		
_	_	_	_	_	_	10以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
_	_	_	_	_	_	0.8以下	フッ素及びその化合物		
	_	_	<u> </u>	_	_	1以下	ホウ素及びその化合物		
	_	_	_	_	_	0.002以下	四塩化炭素		
-	_	_	_	_	_	0.05以下	1,4-ジオキサン		
- 60 	_	_	_	_	_		シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン		
一般有機物	_	_	_	_	_	0.02以下	ジクロロメタン		
	_	_	_	_	_	0.01以下	テトラクロロエチレン		
-	_	_	_	_	_	0.01以下	トリクロロエチレン		
	_	_	_	_	_	0.01以下	ベンゼン		
	_	_	_	_	_	0.6以下	塩素酸 		
	_	_	_	_	_	0.02以下	クロロ酢酸		
	_	_	_	_	_	0.06以下	クロロホルム		
-	_		_	_	_	0.03以下	ジブロエクロロメタン		
消毒			_	_	_	0.1以下	ジブロモクロロメタン		
副生成物						0.01以下	臭素酸 総トリハロメタン		
		_		_		0.03以下	トリクロロ酢酸		
		_	_	_	_	0.03以下	ブロモジクロロメタン		
	_	_	_	_	_	0.09以下	ブロモホルム		
	_	_		_	_	0.03以下	ホルムアルデヒド		
	_	_		_	_	1以下	亜鉛及びその化合物		
	_		_	_	_	0.2以下	アルミニウム及びその化合物		
着色	_	_	_	_	_	0.3以下	鉄及びその化合物		
	_	_	_	_	_	1以下	銅及びその化合物		
·	_	_	_	_	_	200以下	ナトリウム及びその化合物		
・着色	_	_	_	_	_	0.05以下	マンガン及びその化合物		
,	6	13	14	19	28	200以下	塩化物イオン		
_ · 味	_	_	_	_	_	300以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
1	_	_	_		_	500以下	蒸発残留物		
. 発泡	_	_	_	_	_	0.2以下	陰イオン界面活性剤		
	_	0.000002	_	_	_	0.00001以下	ジェオスミン		
- カビ臭	_	0.000002	_	_	_	0.00001以下	2-メチルイソボルネオール	43	
・ 発 泡	_	_	_	_	_	0.02以下	非イオン界面活性剤	44	
. 臭気	_	_	_	_	_	0.005以下	フェノール類		
	0.7	0.6	0.4	0.3未満	0.3未満	3以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
, 基礎的性状		7.6	7.6		6.8	5.8 ~ 8.6	pH値		
	 異常なし		 異常なし	 異常なし	異常なし	異常でないこと		48	
	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと	臭気		
			0.5度未満		0.5度未満	5度以下	色度		
_			0.1度未満		0.1度未満	2度以下	濁 度		

令和 7 年度 各水源地浄水池水質検査結果【9月度】

	検 査 地 点		出庭水源地	十里水源地净水池	金勝水源地	第1高区(県用水) 受水池	観音寺水源地 浄水池	
	毎日検査項目		・・・1日1回以上検査を	L 行うことが義務付けられ ⁻	ている項目です。			
項目	項目	評 価		備考				
1	色	 異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	 異常なし	
	<u></u> 濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	」 水道法施行規則第15 条第1項第1号による
3	消毒の残留効果(残留塩素)平均値	0. 1mg/L以上	0.53	0.52	0.52	0.54	0.58	
	水質基準項目		・・・水道水が備えるべき て給水することができま	・水質上の要件であり、水 させん。	く道法第4条に基づき検査	査が義務付けられている <u>「</u>	頁目で、基準値を上回る	場合は、飲料水とし
項目	項目	 基準値			検 査 結 果 ・ 検査日	3		区分
		(mg/L)	_	-	-	9月8日	-	
2	大腸菌	100集落/mL以下 ———— 検出されないこと		_	_	_		病原生物による汚 染の指標
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	_	_	_	_		
	水銀及びその化合物	0.0005以下	-	_	_	_	_	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	_	_	_	_	_	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	_	_	_	_	<u> </u>	
	ヒ素及びその化合物	0.01以下	_	_	_	_	_	無機物
	六価クロム化合物	0.02以下	_	_	_	_	_	/重金属
	亜硝酸態窒素 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04以下 0.01以下			_	_		
	が	10以下		_	_	_		
	フッ素及びその化合物	0.8以下	_	_	_	_	<u> </u>	_
	ホウ素及びその化合物	1以下	_	_	_	_		
14	四塩化炭素	0.002以下	_	_	_	_	_	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	_	-	_	_	_	
	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	_	_	-	_	
	ジクロロメタン	0.02以下	_	_	_	_	_	一般有機物
	トリクロロエチレン	0.01以下 0.01以下	_	_	_	_		
	ベンゼン	0.01以下	_	_	_	_	_	-
	塩素酸	0.6以下	_	_	_	_	_	
22	クロロ酢酸	0.02以下	_	_	_	_	_	
23	クロロホルム	0.06以下	_	_	_	_	_	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	_	_	_	_	_	
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	_	_	_	-	_	消毒
	臭素酸	0.01以下	_	_	_	-	_	消 毒 副生成物
	総トリハロメタン	0.1以下	_	_	_	_	_	
	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン	0.03以下 ————————————————————————————————————	_	_	_	_		
	ブロモホルム	0.03以下	_	_	_	_	_	-
	ホルムアルデヒド	0.08以下	_	_	_	_		
	亜鉛及びその化合物	1以下	_	_	_	_	_	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	_	_	_	_	_	着色
34	鉄及びその化合物	0.3以下	_	_	_	_	_	相 C
	銅及びその化合物	1以下	_	_	_	_	<u> </u>	
	ナトリウム及びその化合物	200以下	_	-	_	_	_	味
	マンガン及びその化合物 たれ物スナン	0.05以下	_	_	_	_		着 色
	塩化物イオンカルシウム、マグネシウム等(硬度)	200以下 300以下						味
	がかりな、マク ギク゚ノム寺 (硬度) 蒸発残留物	500以下		_	_	_	_	
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	_	_	_	_		発 泡
	ジェオスミン	0.00001以下	_	_	_	0.000002	_	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	_	_	_	0.000002	_	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	_	_	_	_	_	発 泡
	フェノール類	0.005以下	_	_	_	_	_	臭 気
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	_	_	_	_	_	味
	pH値	5.8~8.6	_	-	_	_	_	-
48		異常でないこと 	_	_	_	_	-	基礎的性状
	臭気 色度	異常でないこと 5度以下			_	_		<u>企 WE H リ</u> I 工 1人
	濁度		_	_	_	_		-